vinetur

ノースカロライナ州ABC委員会、ビール・ワイン卸売業者の販売拒否を制限する規則を承認

販売拒否に正当な事業上の理由を求め、苦情を申し立てた小売業者への報復を禁止する規則案。州の審査を待つ

2026年11月19日（木）



ノースカロライナ州アルコール飲料管理委員会（ABC委員会）は11月18日（水）、ビール・ワイン卸売業者がバー、レストラン、店舗などの小売業者への販売を拒否できる場合を明確にする新規則を承認する議決を行った。

今回の変更は、市場の双方にとって、より明確な基準を設けることを目的としている。委員会が承認した規則では、販売を拒否する場合、卸売業者は正当な事業上の理由を有していなければならない。一方、小売業者も、卸売業者が販売を拒否できる状況で配送を求めることはできない。

WRALによると、規則では、代金を支払っていない事業者、不渡り小切手を発行した事業者、有効な酒類販売許可を保有していない事業者に対し、卸売業者は販売を断ることができる。また、商品の在庫がない場合、配送が危険を伴う場合、あるいは小売業者が卸売業者に認められた販売地域の外にある場合も、販売を拒否できる。

ABC委員会の担当者は、今回の変更には小売業者を不当な扱いから守る狙いもあると述べた。卸売業者はすでに、事業規模が小さい、または倉庫から遠いという理由だけで販売を拒否することを禁じられていた。新たな文言ではこの保護がより明確に示され、ABC委員会に適法な苦情を申し立てた小売業者への報復も明示的に禁止される。

この規定は、一般消費者にワインやビールを販売する事業者と卸売業者の日々の供給関係を変える可能性があるため、飲料業界にとって特に重要となる可能性がある。店舗、レストラン、バーは、商品を棚やメニューにそろえておくため、予定どおりの配送に頼ることが多い。一方、卸売業者は在庫、支払いリスク、配送ルートを管理している。供給を拒否できる場合を定め、適法な苦情を理由とする報復を禁じることで、今回の規則は紛争への対応に関し、双方により明確な枠組みをもたらす可能性がある。

ABC委員会のハンク・バウアー委員長はWRALに対し、州が定期的に実施する規則の見直しで、より具体的な指針を求める意見が公募で寄せられたことを受け、今回の変更に至ったと述べた。ノースカロライナ州は10年ごとにこの見直しを行っている。

今回の決定を受けても、規則が直ちに施行されるわけではない。施行には、州規則審査委員会の承認が必要となる。

今回の措置は、州の規制が酒類の市場流通に直接影響しうる分野で行われた。ノースカロライナ州では、卸売業者は生産者と小売業者を結ぶ重要な位置を占めており、供給を受けられるかをめぐる紛争は、小規模店舗だけでなく大規模な飲食・宿泊事業者にも影響しうる。委員会の措置は、販売拒否を認める事業上の理由を列挙することで、判断を解釈に委ねる余地を減らし、不確実性の解消を目指すものとみられる。

承認された規則は、小売業者が卸売業者に期待できることにも一定の枠を設ける。請求代金を支払わず、不渡り小切手を提出し、または許可を失効させた事業者は、卸売業者に供給の継続を強制できない。また、商品の在庫がない場合や配送が危険な状況にある場合、卸売業者は明確な根拠に基づいて販売を断ることができる。

小売業者にとっては、報復禁止の文言が変更点の中でも特に注目される可能性がある。卸売業者の対応が不適切だと考える事業者はABC委員会に適法な苦情を申し立てることができ、改定規則では、卸売業者がその申し立てを理由に小売業者を罰することはできないと定めている。供給を確保することが事業継続に不可欠な業界では、この規定が重要となる可能性がある。

11月18日（水）の委員会による議決は、ノースカロライナ州が酒類流通規則の更新と明確化を進める取り組みの最新の一歩となる。ただし、最終的な結論は、州レベルで別途行われる審査手続きに委ねられている。